住民情報系システム若葉保健福祉センター接続用ネットワーク機器一式

発注仕様書

千葉市　情報システム課

― 目 次 ―

第１章　概要 ..... － 2 －
　１　目的 ..... － 2 －
　２　基本的な考え方 ..... － 2 －
　（１）品質の確保 ..... － 2 －
　（２）信頼性 ..... － 2 －
　（３）ハードウェア及びソフトウェアについて ..... － 2 －
　３　各サーバ等の機能 ..... － 3 －
　４　その他 ..... － 3 －
第２章　機器の基本仕様 ..... － 4 －
　１　基本性能条件及び台数 ..... － 4 －
　２　環境構築等及び機器のマニュアルについて ..... － 6 －
　（１）環境構築、動作確認及び運用テストの実施 ..... － 6 －
　（２）マニュアル ..... － 6 －
第３章　その他の留意事項 ..... － 7 －
　１　賃借期間 ..... － 7 －
　２　特記事項 ..... － 7 －
　（１）機器納入期限及び納入時の引渡し条件 ..... － 7 －
　（２）業務遂行にあたっての注意事項 ..... － 7 －
　（３）提出書類 ..... － 8 －
　３　保守等 ..... － 8 －
　４　監督及び検査 ..... － 8 －
　５　瑕疵担保及び保証 ..... － 8 －
　６　賃借期間終了時の取り扱い ..... － 9 －

第１章　概要

１　目的

住民情報系システム（以下、本システムという）は、本市の住民記録・国民健康保険・税務・福祉の電算業務の事務処理を円滑に行うため、情報システム課に設置されているホストコンピュータと各区役所・保健福祉センター・市民センター等の窓口に設置されているオンライン端末を、千葉市行政情報ネットワークシステム（以下、ＣＨＡＩＮＳという）のネットワークを利用して接続し、業務運用を行っている情報システムである。

本契約は、若葉保健福祉センターと若葉区役所をネットワークで接続するための機器一式を賃貸借するものである。

２　基本的な考え方

本件調達による機器は、本市の基幹業務システムである本システムを円滑に運用することが求められることから、次にあげる項目を全て満たすことを基本とする。

（１）品質の確保

本件調達機器は、本市の行政運営に大きく影響するため、安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

（２）信頼性

情報システムの障害回復及び情報システム監視等の十分な管理機能及び信頼性を確保する機能を有するものとする。

（３）ハードウェア及びソフトウェアについて

ハードウェア及びソフトウェアは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出荷・稼動実績を有していることとする。

さらに、ソフトウェアに関しては、機器納入時において、セキュリティホール等の対策をすべて講じていることとする。

*1 千葉市行政情報ネットワークシステム

ＣＨＡＩＮＳ(Chiba Administrative Information Network System)とは、市の全ての施設を光ケーブルで接続するとともに、各部署にパソコン等を配備し、市における情報通信基盤として運用されている庁内ネットワークのことである。

ＣＨＡＩＮＳは、電子市役所の基盤であり、市の内外における情報交換、庁内組織の壁を越えた情報共有及び市民、事業者、他自治体等との協働による質の高い行政運営を実現するための情報基盤として、市の情報化を推進していく役割を持っている。

- 本文中に記載されているホストコンピュータは、全て富士通社製ＧｌｏｂａｌＳｅｒｖｅｒ２１シリーズであり、ＯＳはＯＳⅣ／ＸＳＰである。

3　各サーバ等の機能

（1）調達機器等

機器名等	数量	機能
L2 スイッチングハブ	4	若葉区において、若葉保健福祉センターと区役所をネットワークで接続するための機器。若葉保健福祉センターに設置されている本システムのオンライン端末が利用できるように接続を行う。
メディアコンバーター	4	若葉保健福祉センターにおいて、既設の光ケーブルとツイストペアケーブルを接続するための機器。各保健福祉センターに設置されている本システムのオンライン端末が利用できるように接続を行う。

（2）既存の機器

機器名等	数量	機能
住民情報系システム オンライン端末（税務）	1	若葉保健福祉センターに設置。それぞれの区役所の市税事務所・市税出張所から税務証明書のリモート出力を行う端末（税制課所管）。
住民情報系システム L2 スイッチングハブ（福祉）※以下「既存福祉ハブ」という。	1	若葉保健福祉センターの各福祉事務所内に設置。本件で調達する L2 スイッチングハブと本システムの福祉オンライン端末を接続するための機器（保健福祉総務課所管）。
住民情報系システム ＦＮＡサーバ （国民健康保険）	2	若葉区役所に設置。各区役所の保険年金課に設置されている本システムのオンライン端末の運用管理を行うサーバ（健康保険課所管）。

4　その他

本仕様書は、上記の整備の目的及び基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものである。

第２章　機器の基本仕様

１　基本性能条件及び台数

若葉保健福祉センターに設置した本システムのオンライン端末においてオンライン業務が可能となるよう、若葉区役所と若葉保健福祉センターとの間のネットワーク接続する装置。

（１）Ｌ２スイッチングハブ①（若葉区役所）

・基本性能条件

分　類	区　分	仕　様	備　考
インターフェース	インターフェース	・10/100/1000BASE-T×24 ポート以上 ・1000BASE-LX×1 ポート以上	SR-S324TL2
機能仕様	接続条件等	・保健福祉センターのネットワーク機器（L2 スイッチングハブ②）と対向接続すること ・住民情報系システムＦＮＡサーバ（国民健康保険）と接続すること	
	運用管理	・構成定義、状態表示、状態監視を行うことが可能なこと	
	性能	・スイッチ容量は 48Gbps 以上を有すること	

・台数

上記の基本性能条件を満たすものを以下の台数準備すること。

設置場所	若葉区役所
台　数	1

・納入仕様

ア　機器

（ア）本市が指定する場所に設置すること。

（イ）本市が指定するネットワークケーブルに本調達機器を納入し、接続を行うこと。

（ウ）既存機器と同等の設定を行うこと。

（エ）機器の入れ替えは、国保オンラインが未稼動時に行うこと。

（２）Ｌ２スイッチングハブ②（若葉保健福祉センター）

・基本性能条件

分　類	区　分	仕　様	備　考
インターフェース	インターフェース	・10/100/1000BASE-T×24 ポート以上 ・1000BASE-LX×1 ポート以上	SR-S324TL2
機能仕様	接続条件等	・区役所のネットワーク機器（L2 スイッチングハブ①）と対向接続すること	
	運用管理	・構成定義、状態表示、状態監視を行うことが可能なこと	
	性能	・スイッチ容量は 48Gbps 以上を有すること	

・台数

上記の基本性能条件を満たすものを以下の台数準備すること。

設置場所	若葉保健福祉センター
台　数	1

・納入仕様

ア　機器

（ア）本市が指定する場所に設置すること。
（イ）本市が指定するネットワークケーブルに本調達機器を納入し、接続を行うこと。
（ウ）既存機器と同等の設定を行うこと。

（3）Ｌ２スイッチングハブ③（若葉保健福祉センター）

・基本性能条件

分　類	区　分	仕　様	備　考
インターフェース	インターフェース	・10/100/1000BASE-T×10 ポート以上	SR-S310TL2
機能仕様	接続条件等	・本件で調達する若葉保健福祉センターのネットワーク機器（L2 スイッチングハブ②）及び若葉保健福祉センターの既存オンライン端末（税務）・既存福祉ハブと接続すること。	
	運用管理	・構成定義、状態表示、状態監視を行うことが可能なこと	
	性能	・スイッチ容量は 20Gbps 以上を有すること	

・台数
上記の基本性能条件を満たすものを以下の台数準備すること。

設置場所	若葉保健福祉センター
台　数	2（税務用 1、福祉用 1）

・納入仕様
ア　機器
（ア）本市が指定する場所に設置すること。
（イ）本市が指定するネットワークケーブルに本調達機器を納入し、接続を行うこと。
（ウ）既存機器と同等の設定を行うこと。

（4）メディアコンバーター（若葉保健福祉センター）

・基本性能条件

分　類	区　分	仕　様	備　考
インターフェース	インターフェース	・100BASE-TX×1 ポート以上 ・100BASE-FX×1 ポート以上	MediaConverter 100FX
機能仕様	接続条件等	・本件で調達する若葉保健福祉センターのネットワーク機器（L2 スイッチングハブ②及び③）の間に敷設されている既存の光ケーブルと既設のツイストペアケーブルとを接続すること。	

・台数
上記の基本性能条件を満たすものを以下の台数準備すること。

設置場所	若葉保健福祉センター
台　数	4

・納入仕様
ア　機器
（ア）本市が指定する場所に設置すること。
（イ）本市が指定するネットワークケーブルに本調達機器を納入し、接続を行うこと。
（ウ）既存機器と同等の設定を行うこと。

2　環境構築等及び機器のマニュアルについて

（1）環境構築、動作確認及び運用テストの実施

ア　本市の運用を考慮し、基本性能条件に示すハードウェアの各種設定及び動作確認を実施すること。

イ　本市が委託する運用保守業者と連携し、機器入れ替え後に疎通確認を行うこと。

ウ　作業においては、既存業務の運用に支障を与えないこと。

（2）マニュアル

ア　日本語による操作マニュアル、障害時の対応マニュアル、導入機器の設定項目一覧及び構成一覧表を書面とともに磁気媒体により納入すること。

イ　日本語による操作マニュアル及び障害時の対応マニュアルに基づいた操作研修を本市及び本市が委託している住民情報系システム維持管理業務委託業者に対して実施すること。

第３章　その他の留意事項

１　賃借期間

本件の賃借期間は、平成２７年５月１日（金）から平成２９年３月３１日（木）する。

なお、この契約は、本市、落札者双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないとき、同一の条件において賃貸借期間満了の日まで契約を継続させる。

ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本市の各会計予算の当該賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は、契約の解除を行うものとする。

また、この契約を変更、又は、解除しようとする会計年度開始日の２か月前までに相手方に通知しなければならないものとする。

２　特記事項

（１）機器納入期限及び納入時の引渡し条件

ア　機器納入は、本市が別途指定する日時に、本市が指定する場所に設置すること。また、落札者は、落札後直ちに納入スケジュールを作成し、担当者の承認を得ること。

イ　ハードウェア及びソフトウェア納入時における、機器の設定状態は、本市が提示した構成内容が設定された形で引き渡しを受けるものとする。

（２）業務遂行にあたっての注意事項

ア　本調達は、搬入、設置、調整、申請手続き、使用終了時の解体、撤去及び既存機器賃貸借業者の指定する場所への返却等をすべて含む。

イ　落札者は、契約締結後、速やかに本件プロジェクトの運営体制を定め、別紙「想定作業内容」を参考にして作業スケジュール及び作業手順書を作成し、本市の承認を得ること。

また、本市との打合わせ等において、総括責任者を定め、分かり易く、効率的に行うようにすること。

ウ　落札者は、本市との打合わせ等の議事録及び打合わせ等において生じた検討課題を表にしたものを作成すること。

検討課題の表は、落札者が調査、検討し回答するものと、本市が検討し回答するものに分けて、それぞれ回答時期を明示すること。

エ　落札者は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。

また、納入するハードウェア及びソフトウェアについては、原則として本調達のために開発されたものではないこと。

オ　機器の設置等にあたって、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、本市に報告のうえ落札者の責任において実施しなければならない。

カ　使用する機器に問題が生じた場合は、落札者の責任において解決しなければならない。

キ　落札者は、機器の設置等にあたり、使用する主要機器一覧を選定理由とともに搬入前に提示し、本市の承認を得ること。

ク　本市が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

ケ　動作確認においては、別途指示に従い連接する機器の業者と協力して実施すること。

コ　情報セキュリティに関する規定の遵守

（ア）落札者は、千葉市情報セキュリティ対策基本方針、千葉市情報セキュリティ対策基準及び実施手順（以下「情報セキュリティ規定」という。）を遵守しなければならない。

（イ）落札者は、本市から情報セキュリティ規定の提示を受けたときは、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

また、落札者は、情報セキュリティ規定に関して知り得た者に対し、在職中及び退職後に

おいても、情報セキュリティ規定に関して知り得たことをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、必要な事項を十分周知しなければならない。

サ　落札者は、下記「３　保守等」の保守及びメンテナンスに関する数値目標（以下「サービスレベル」という。）を保証することとし、サービスレベルが目標に達しなかったときは、速やかに本市へ業務改善計画を提出し、業務の改善に努めること。

（３）提出書類

次にあげる書類を提出すること。ただし、日本語によるものとする。

ア　機器仕様書（１部）
イ　取扱説明書（１部）
ウ　試験計画書及び試験実施手順書（１部）
エ　その他、必要に応じて、本市から指示する図書（１部）

※上記、各書類について、書面とともに磁気媒体により提供すること。

３　保守等

常に良好な状態で使用できるように、次にあげる保守及びメンテナンスを行うこと。

ア　平日（千葉市開庁日）の８時３０分～１７時４５分の間で常に対応可能な体制を確保し、かつ連絡から２時間以内に設置場所（現地）にて修理・取替えすることを原則とし、設置場所で完了しない場合は速やかに代替機を設置して対応をすることにより、業務に支障が生じないようにすること。
また、ハードウェア部品は、契約期間確保の保証をすること。
イ　ソフトウェア等の改良版等が出荷された場合、本市と協議の上、必要に応じて改良版のインストール等について調査し、適切な対応を実施すること。
ウ　電話・電子メール等によるソフトウェアに関する支援等を行うこと。
エ　各ハードウェア、ソフトウェア並びに導入設備全般の保守サポート内容を明示すること。

４　監督及び検査

（１）本契約の適正な履行を確保するため必要と認める場合、本市が定めた検査員及び担当職員を機器の製造場所、その他必要な場所に派遣し調査を行うことができるものとする。
（２）落札者は、本市の質問、検査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ、修正要求があったときは、これに応じなければならない。
落札者は、構築が完了したときは、検査員に対してその旨を報告し、検査を受けなければならない
（３）前記の検査に合格したとき、契約の履行が完了したものとする。
（４）上記検査の他に、必要に応じて中間検査を実施するものとする。

５　瑕疵担保及び保証

（１）本契約において使用する全ての機器について、契約期間内において、明らかに本市の過失あるいは自然災害等によるものと判断される以外の故障、異常については、無償で修理又は交換を行うこととする。
なお、修理及び交換は迅速に行い、修理期間が長時間に及ぶ場合は代替品の無償貸与等の必要な措置を講ずることとする。

（2）検査に合格した後、本調達機器による運用が安定するまでの間は、運用保守に関し、特に十分な技術支援を行うこととする。
（3）落札者は、保証の期間内、機器に関する技術的問題点、ソフトウェアのバグ、パッチ及びバージョンアップ等の情報を速やかに本市へ提供することとする。

6　賃借期間終了時の取り扱い
（1）賃借期間の満了時は、本システム機器を落札者に返却して契約を終了することを原則とするが、本市が業務上の必要により再リースを申し入れた場合は、落札者は合理的な条件の下、これに応じることとする。
（2）本システム機器の全部又は一部を回収する際には、記録されている電子情報の初期化を行い、復元できない状態にした上で、その旨を書面で報告すること。このことは、故障等への対応時、賃借期間の満了による撤去時のいずれも同様とする。なお、内蔵の記憶装置類を取り外して交換する場合も、当該記憶装置について電子情報の初期化又は物理的破壊を要する。
（3）本仕様書に定める撤去作業、電子情報の初期化作業及びそれらに係る報告は、再リースの契約で落札者が引き続き同等の義務を負う場合には、本件調達による賃借期間の満了時の履行を免じる。（再リースの条件を設定する際、当該作業に係る経費を本件調達と重複して算入することはできない。）

想定作業内容

若葉保健福祉センター接続用ネットワーク機器

作業内容	落札者	本市 （運用管理委託業者）
設計（管理資料作成、各種打合せや調整等含む） ・既存ネットワーク環境確認／情報整理 ・新ネットワーク機器デザインシート作成 ・新ネットワーク機器環境定義作成 ・各種会議体への出席、及び各種調整	◎	○
機器セットアップ／テスト ・各種手順書作成 ・新ネットワーク機器セットアップ ・新ネットワーク機器テスト	◎	○
切替 ・事前準備作業 ・移行当日作業（1 拠点ずつ作業） ・翌営業日稼働確認（1 拠点ずつ立会い）	◎	○

◎：主体となり作業を行う者
○：必要に応じて作業を行う者